

令和3年度第1回下北地域公共交通総合連携協議会（書面開催）
協議結果概要

1 書面通知日

- ・令和3年4月22日（回答期限：令和3年5月12日）

2 協議の方法

- ・会議の開催に代えて書面による協議を実施
- ・各委員に対し、書面により協議内容を通知し、回答を依頼

3 協議事項

- ・議案第1号 令和2年度事業報告及び収支決算
- ・議案第2号 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）
- ・議案第3号 下北地域公共交通総合連携協議会規約及び事務局規程の一部改正について
- ・議案第4号 下北地域公共交通総合連携協議会高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部改正について

4 協議結果

- ・委員数：44名（会長を除く）
- ・回答数：44名
- ・書面による協議を実施した結果、過半数以上の承認により、原案どおり承認された。

議案	承認する	承認しない	未回答
第1号	44	0	0
第2号	44	0	0
第3号	44	0	0
第4号	43	1	0

※いただきましたご意見については、別紙のとおり

5 その他

- ・今年度の本協議会委員については、別添の委員名簿のとおり

※昨年度まで本協議会の委員であった下北連合婦人会については、令和2年5月20日の総会にて解散を決定したことから、下北連合婦人会の会長に確認をとり、今年度の委員名簿から除いております。

令和3年度第1回下北地域公共交通総合連携協議会意見回答まとめ

議案	ご意見
第4号	<p>・「一定数いる70歳未満の免許返納者」を対象とする理由はどのようなものがあげられるのか。高齢者の交通事故の減少などを目的とする支援であれば、70歳以上は高齢者講習が義務化される年齢でもあるため、これまで通り70歳以上の対象でいいと思う。</p> <p>【回答】</p> <p>・青森県警察本部交通部交通企画課に確認したところ、青森県内における運転免許の自主返納者数は、直近5ヶ年（平成28年から令和2年）において、約21,000人のうち70歳未満は約3,900人となり、全体の約18.5%を占めております。</p> <p>また、下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業は、高齢者の方の運転による交通事故の減少のほか、公共交通の利用促進においても目的としていることから、今後も増えていくであろう70歳未満の免許返納者も併せて、より多くの方を支援するため、本事業の年齢制限を撤廃したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>
第4号	<p>・資格者証の有効期限について、改正案によれば申請時期によって有効期限が短い方も想定される。それが申請者にとっては不利益になるのではないかと考えるため、従来どおり有効期限は1年以内でよろしいのではないかと考える。</p> <p>【回答】</p> <p>・下北地域高齢者等運転免許証自主返納支援事業は、毎年度の協議会予算に基づき実施している事業であります。これまで、資格者証の有効期限を交付の日から1年以内としていたことにより、申請者からの申請時期が年度末などの場合、年度を跨いだ資格者証の利用があるなど、事務処理上の問題が見受けられております。</p> <p>今後は、年度末の申請に対しては、資格者証の有効期限について十分に説明し、状況によっては翌年度の申請を促すなど、申請者にとって不利益にならないよう努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。</p>